



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 三菱瓦斯化学株式会社
代表者名 取締役社長 酒井 和夫
(コード番号:4182 東・大・名証第一部)
問合せ先 広報IR部長 佐藤 康弘
(Tel : 03-3283-5041)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 82 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 電子公告の導入に伴う変更

公告閲覧の利便性の向上及び公告費用の削減を図ることを目的として、現行定款第 4 条に定める公告方法を電子公告に変更するものです。また、不測の事態に対応するため、予備的な公告方法を第 2 項に定めるものです。

(2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行により、当社普通株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)に基づく株式等振替制度により取り扱われること(いわゆる「株券電子化」)となりました。

これに対応するため、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定並びにその他関連する規定につき、現行定款第 7 条以下において、条文及び文言の削除、修正等、所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置につき、所要の規定を附則に定めるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以 上

定款変更対比表

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 <u>当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> (新 設)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当会社は株式に係る株券を発行する。</u> <u>② 当会社は、前項の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当会社の单元未満株式を有する株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「单元未満株式の買増し」という。)を請求することができる。</p> <p>第9条 (記載省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。</p> <p><u>② やむを得ない事由により電子公告によることのできない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第7条 当会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「单元未満株式の買増し」という。)を請求することができる。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (記載省略)</p> <p>② <u>当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人にこれを取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(届 出)</p> <p>第 12 条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人はその氏名、<u>住所および印鑑</u>を株式取扱規程に従い届け出なければならない。</p> <p>② (記載省略)</p> <p>第 13 条 ~ 第 47 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(届 出)</p> <p>第 11 条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人はその氏名<u>および住所</u>を株式取扱規程に従い届け出なければならない。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第 12 条 ~ 第 46 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>